

## 香川県水産審議会部会設置要綱

### (設 置)

第1条 香川県水産審議会条例（昭和38年香川県条例第十四号）第8条の規定に基づき、香川県水産審議会部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 部会は、栽培・養殖・流通部会、漁港・漁場整備部会、担い手対策部会、の3部会を置く。

2 構成員は香川県水産審議会条例（以下「審議会条例」という。）第3条で委嘱した審議会委員、及び審議会条例第5条によって委嘱した専門委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

### (任 務)

第3条 各部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長は、審議会条例第8条第3項に基づき選出し、副部会長は部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第5条 各部会の招集は、審議会条例第8条第4項に基づき招集する。

2 各部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 その他部会の運営に関し必要な事項は、審議会条例の範囲内で部会において定める。

### (庶 務)

第6条 部会の庶務は、香川県農政水産部水産課担当グループにおいて処理する。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

この要綱は、平成21年 2月25日から施行する。

## 別表

部 会 名	所 掌 事 務
栽培・養殖・流通部会	<p>次に掲げる事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産の基本計画に関する事項</li> <li>2 栽培漁業の基本計画に関する事項</li> <li>3 県栽培漁業センターの種苗生産計画及び配布計画に関する事項</li> <li>4 養殖業の振興に関する方針及び事業の実施に関する事項</li> <li>5 養殖管理、漁場の環境管理及び利用に関する事項</li> <li>6 水産物の流通に関する方針及び事業の実施に関する事項</li> <li>7 水産物の消費拡大及び地産地消の推進に関する事項</li> <li>8 その他、栽培漁業、養殖業及び水産物の流通に関し必要な事項</li> </ol>
漁港・漁場整備部会	<p>次に掲げる事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産の基本計画に関する事項</li> <li>2 漁港・漁場の整備に関する方針及び事業の実施に関する事項</li> <li>3 魚礁・増殖場等の構造物及び効果調査に関する事項</li> <li>4 その他、漁港・漁場の効率的な整備に関し必要な事項</li> </ol>
担い手対策部会	<p>次に掲げる事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産の基本計画に関する事項</li> <li>2 漁業担い手確保・育成に関する方針及び事業の実施に関する事項</li> <li>3 漁業士認定候補者についての選考審査に関する事項</li> <li>4 その他、漁業士の認定に関する事項</li> <li>5 その他、漁業担い手の確保・育成を図るために必要な事項</li> </ol>